

平頂山住民虐殺事件訴訟一審判決

事実認定

(東京地裁 2002 年 6 月 28 日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

第5 当裁判所の判断

1 本件の事実経過（一部に公知の事実を含むほか、括弧書内に掲げた各証拠によって認めることができる。）

(1) 撫順炭坑襲撃事件と本件事件の発生（甲24, 25, 32, 33, 47の1・2, 53ないし57）

ア 旧日本軍は、1931年9月18日のいわゆる満州事変を契機に、中国満州地方への軍事侵攻を開始し1932年には満州の主要部を占領した。

日本は、清朝最後の皇帝だった愛新覚羅溥儀を首班として同年3月に建国

宣言をした満州国と同年9月15日に日満議定書を締結し、満州国を国家として承認した。旧日本軍の軍事侵攻に伴い、中国各地でこれに抵抗するための武装組織が結成されたが、中国東北部の遼寧省においても、満州国の建国直後に結成された遼寧民衆自衛軍を初めとするいくつかの抗日武装組織が結成され、活発な抗日活動を繰り広げていた。

イ 1905年に日本が獲得した遼寧省撫順市所在の撫順炭坑は、1906年に設立された南満州鉄道株式会社の管理下に置かれ、中国随一の採炭量を誇っていた。遼寧民衆自衛軍は、日満議定書が調印された翌日である1932年9月16日未明、撫順市の南方に位置する平頂山村を通過して撫順炭坑の楊柏堡採炭事務所などを襲撃し、関東軍独立守備隊第二大隊第二中隊などで構成される日本側の守備隊と交戦した。日本側守備隊は、自衛軍を撃退したが、死傷者を出したほか、採炭施設等を破壊されたことにより採炭作業を15日間停止せざるを得ないなどの損害を被った。

ウ この襲撃事件の直後、日本側守備隊は、中国側自衛軍の進軍経路上にあった平頂山村の住民が自衛軍と通じていたとして、同村の住民を掃討することを決定し、同日朝、独立守備隊第二大隊第二中隊等の部隊が平頂山村に侵入した。旧日本兵らは、同村住民のほぼ全員を同村南西側の崖下に集めて包囲し、周囲から機関銃などで一斉に銃撃して殺傷した後、生存者を銃剣で刺突するなどして、その大半を殺害し、同時に村の住家に放火して焼き払った。翌17日、旧日本軍兵士や日本側炭坑関係者らは、殺害された住民の遺体を崖下に集めて焼却した上、崖を爆破して遺体を埋め、その周囲に鉄条網を張るなどして立ち入ることができないようにした。

本件事件による死者の数は、諸説あって確定できないが、旧日本軍関係者によると約700から800名、中国側の発表によると約3000名に上るとされる。また、本件事件の生存者は、約30から40名程度といわれている。

エ 終戦直後、中国国民党政府の指導の下に行われた戦犯裁判において、本件事件に関与したとされる日本人炭坑関係者らの裁判が行われ、有罪とされ死刑を宣告された7名が1948年4月に処刑された。

現地では、1951年に「平頂山殉難同胞記念碑」が建立され、1970年に「平頂山殉難同胞遺骨館」（後に「平頂山惨案遺址記念館」と改名）が建立されている。

(2) 原告莫の被害事実（甲41、原告莫■■■本人）

ア 原告莫は、1925年7月3日に平頂山村で出生し、本件事件当時、満7歳であり、両親、妹及び母方の祖父母とともに暮らしていた。原告莫の父は撫順炭坑で、母は日本人の経営する火薬工場でそれぞれ働いており、祖父は薬局を経営する漢方医であった。

イ 1932年9月16日朝、原告莫は、戸外で遊んでいると、トラック4台に分乗した旧日本兵が村の北側にあった牛舎の前で車を下りてくるのを見た。原告莫が自宅に戻り母に日本兵が来たことを告げたが、まもなく、3人の旧日本兵が入り口を叩き壊して屋内に侵入し、匪賊（抗日武装組織の日本側の呼称）が来るから守ってやると言って外に出るよう命じた。原告莫の父はこれを拒否したが、旧日本兵は銃床で父を殴打するなどして原告莫を含む一家6名全員を屋外に追い出した。原告莫とその家族は、他の住民とともに、村の南西にある崖の麓の窪地に追い立てられた。その場所には既に大勢の住民が集められており、旧日本兵が包囲していた。

まもなく、旧日本兵が機関銃で住民に一斉掃射を開始し、住民は次々に被弾して倒れた。原告莫の父は原告莫を地面に伏せさせ、家族の他の者も地面に伏せたが、原告莫以外の者はこの銃撃の間に被弾して死亡した。

銃撃が止んだ後、一列に並んだ旧日本兵が倒れている住民の体を銃剣で刺しながら近づいてきたが、その際、原告莫は、旧日本兵が泣き叫ぶ子供を銃剣で突き刺して殺害するのを見た。一人の旧日本兵が地面に横たわっ

ていた原告莫の体を足蹴にして仰向けにさせた上、左肩を銃剣で突き刺したが、原告莫がその痛みに耐えて身動きをしないで死んだ振りをしていたため、その旧日本兵は、それ以上何もせず過ぎ去っていった。

ウ 周囲が静かになり、早く逃げるよう促す声が聞こえたため、原告莫は、左肩の痛みに耐えつつ起きあがり、傍らにいた父に声を掛け、その手を噛んでみたりしたが、父は血を流したまま動かなかった。原告莫は、母や妹、祖父母も皆死んでしまったことに気付き、しばらく呆然としていたが、早く逃げるよう促す声が再度聞こえたため、その場を離れ、平頂山村の南にある隣村に向かい、その後、父の祖父母に引き取られて養育を受けた。

エ 原告莫は、1948年以降、撫順市の製鋼所に勤務し、1980年から同所の工場長を務めた後、1986年に退職した。また、1944年に結婚し、2男6女をもうけた。

(3) 原告楊の被害事実（甲26、原告楊本人）

ア 原告楊は、1922年9月21日に山東省で出生した後、父が撫順炭坑で坑夫として就労するため、平頂山村に転居した。原告楊は、本件事件当時、満9歳であり、両親及び弟とともに、村の北西部に住んでいた。

イ 1932年9月16日朝、原告楊は、戸外で遊んでいると、旧日本兵を乗せたトラック4台が北方から村に近づいてきて、うち3台が村の北側で停車した。これを見た原告楊は、直ちに帰宅して母に報告したが、まもなく、中国服を着た男が原告楊の自宅を訪れ、原告楊とその家族に、前夜に抗日義勇軍が平頂山を通過したため旧日本兵が射撃訓練をするので住民は避難すべきこと、避難先で写真撮影をすること等を告げた。この男の話を信用した原告楊の一家は、自宅を出て、他の住民とともに村の南西にある崖下の平地に向かって歩いていった。原告楊らが到着したときには、既に大勢の住民が崖を背にして集まっており、銃を持った旧日本兵がその周囲を取り囲むように立っていた。原告楊は、旧日本兵の近くに黒い布で覆わ

れたものが置かれているのを見つけ、写真機だと思った。

まもなく、軍刀を持った旧日本兵の合図で、写真機らしきものを覆っていた黒い布が外され、旧日本兵が布の下にあった機関銃で住民に一齐掃射を始めた。父は弟とともに背後の崖の方向に逃げようとし、母は原告楊を抱きかかえるようにして地面に伏せさせた。旧日本兵がいったん中断した掃射を再開した際、地面に伏せていた母に銃弾が命中し、さらに原告楊も右腰に被弾した。

その後、旧日本兵が近づいてきて、横たわっていた原告楊の体を銃剣でつつくなどした後、原告楊の頭を蹴るように踏みつけて過ぎ去っていったが、しばらくの間、原告楊は、住民の悲鳴を聞いた。

ウ さらにしばらくした後、旧日本兵がトラックに乗って引き上げていく音が聞こえたため、原告楊は、逃げようとして起きあがり、母やその傍らにいた父、弟がいずれも血だらけになって死亡しているのに気付いた。原告楊は、その後、平頂山村の南の方角に逃げ、抗日義勇軍の兵士らとしばらく生活を共にするなどした後、母の兄夫婦の下に身を寄せた。

エ 原告楊は、終戦直後の1945年8月、撫順市に戻り、1946年以降石油会社などで就労し、1981年に退職した。また、1945年に結婚し、2男2女をもうけた。

(4) 原告方の被害事実（甲27、原告方■本人）

ア 原告方は、元の実名を韓■といい、1928年6月2日に平頂山村で出生した。本件事件当時、原告方は、満4歳であり、両親、2人の弟、父方の祖父母及び叔母の8人で暮らしていた。父は時計の修理屋を、祖父は雑貨店を営んでいた。

イ 1932年9月16日朝、原告方は、自宅前で遊んでいたところ、トラックが何台かやってきて停車し、多数の旧日本兵が降りて村の方に走ってくるのを見た。原告方が怖くなって祖父を呼ぶと、祖父は旧日本兵を見て

直ちに玄関の扉を閉め、家族全員が祖父の部屋に籠もった。旧日本兵に強制的に連行されることを恐れた父は、逃げようとして裏庭の方向に走っていったが、その直後に旧日本兵2名が玄関の扉をこじ開けて屋内に侵入し、そのうち1名が裏庭の塀をよじ登っていた父を銃で射殺した。さらに、旧日本兵は、原告方らに対し、中国語で「写真を撮る。」などと言いながら銃を突きつけ、外に出るよう命じた。原告方を含む一家全員が屋外に追い出され、他の住民と共に旧日本兵に追い立てられるようにして村の南にある丘の麓に集められた。そこには、既に多数の住民が雑然と集められていた。

原告方は、黒い布に覆われたものを見つけ、写真機だと思ったが、まもなく黒い布が取り払われ、旧日本兵が布の下にあった機関銃で住民に向けて発砲した。この時、原告方の家族は一団となっていて、母が下の弟を、叔母が上の弟を抱いていたが、原告と手をつないでいた祖父に銃弾が命中し、祖父は原告を両腕で抱えるようにして倒れ、祖父の体が原告方の上に覆い被さる状態になった。この時、原告方も首と左腕に被弾し、他にも傷を負い、痛みのため気を失った。原告方は、意識を取り戻した際、母を求めて泣き叫ぶ上の弟を旧日本兵が銃剣で突き刺し、そのまま上に放り投げるのを見た。

ウ 旧日本兵が過ぎ去ってしばらくして、原告方は、祖父の体の下から這い出したが、母、祖父母、弟はいずれも動かなくなっていた。原告方は、自宅に戻ろうとしたが、自宅が焼けているのに気付いて家族の下に戻り、祖父の遺体の傍らで一夜を明かした。原告方は、翌日、炭鉱労働者の宿舎に一晩匿われ、次の日、母方の祖父母宅に送り届けられた。祖父母は、原告方が旧日本兵に見つからないよう、数日後に祖父の親戚の下にしばらく身を寄せ、傷の治療をした。また、祖父母は、原告方が本件事件の生存者であることが発覚するのを恐れ、原告方の名前を現在の方素榮に改めさせた。

エ 原告方は、1958年以降、幼稚園の園長、労働組合の女性部部長や副主席を勤めた後、1984年に退職した。また、1945年に結婚した前夫（後に病死）との間に1女、1952年に再婚した現在の夫との間に2男1女をもうけた。